

# 住民税非課税世帯等に対し 10 万円が給付されます。

～令和 3 年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内～

※令和 4 年度については桃色で印刷されたチラシをご覧ください。  
市ホームページからダウンロードできます。

四万十市

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1 世帯当たり 10 万円)は、住民税(市県民税)非課税世帯や令和 3 年 1 月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには手続きが必要です。

## 支給対象者 (次の①、②のいずれかに該当する世帯)

### ①【住民税(市県民税)非課税世帯】

基準日(令和 3 年 12 月 10 日)において世帯全員の  
令和 3 年度分の住民税(令和 2 年中の収入に対するもの)が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

※令和 4 年度分との重複受給はできません。

### ②【家計急変世帯】

①に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和 3 年 1 月 1 日以降、家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

手続きは？

令和 3 年中の収入に対する家計急変世帯の申請受付は終了しました。4 年中の収入については、令和 4 年 9 月 30 日まで受付中です。

## ①の令和 3 年度住民税非課税世帯の方の手続き

市から送られてくる確認書の返送が必要です。

市から対象者に、口座情報等を記入した確認書を 2 月下旬頃発送していますので、必要事項を記入の上、返送してください。(令和 4 年 9 月 30 日必着)

※令和 4 年度分返送期限より 1 か月早くなっています。ご注意ください。

市では、返送された確認書をチェックし、返送から 3 週間後をめぐりに口座へ入金します。

### 留意事項

- ◆確認書では、「世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないこと」及び「世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに、未申告である者がいないこと」の確認(誓約)が必要となります。
- ◆確認書に市が記入する口座情報は、令和 2 年度の定額給付金手続きの際に登録いただいた口座です。口座登録の無い方や口座を変更されたい方については、確認書に口座番号を記入していただく等の手続きが必要となります。  
※新たな口座を指定する場合、口座確認書類(通帳、キャッシュカード等の写し)や本人確認書類(免許証、保険証等の写し)の添付が必要となります。
- ◆未申告等の方は、住民税の課税情報が無いため確認書の発送を行いませんので、給付金の申請にあたって、令和 2 年中の収入の申告を税務課にさせていただく必要があります。この場合、申告した収入等が非課税相当でない場合は、給付対象外となります。
- ◆確認書を発行して 3 か月を経ても返送が無い場合は、給付金を辞退したものとみなされますので、お早めにご返送ください。最終返送期限(令和 4 年 9 月 30 日必着)
- ◆DV被害等で本市へ居住しているにも関わらず本市へ住民登録されていない方については、本市で給付される場合もあります。また、親族の被扶養者となっている場合であっても、扶養者の死亡、行方不明、離婚、暴力からの避難等で、令和 3 年 12 月 10 日現在、扶養されていない場合は給付対象となる場合がありますのでお問合せください。(申出期限 令和 4 年 9 月 30 日)
- ◆確認書は住民登録地へ送付されますので、施設入所などで自宅等に送られた確認書の受け取りが困難な方については、郵便物の受領について、ご本人やご親族等がご注意ください。該当となと思われる方で確認書の受領ができていない方は一度市担当までお尋ねください。(令和 4 年 9 月 30 日を過ぎると一切の手続きができなくなりますのでご注意ください。)
- ◆令和 4 年度分との重複受給はできません。令和 3 年度と 4 年度の両方の受給資格を有する場合は、令和 3 年度が優先されます。

## ②の家計急変世帯の方の手続き

令和3年中の収入についての家計急変世帯の申請受付は、令和4年5月末をもって終了しました。  
令和4年1月1日以降の収入についての家計急変世帯の申請は、令和4年9月30日まで受付しています。  
給付要件等については、市ホームページまたは、4年度給付のチラシをご覧ください。  
4年度分のチラシは、市ホームページからダウンロードできます。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の  
「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

市役所からの電話で不審に思った場合は、担当者名を確認後、電話を一旦切り、下記電話へおかけ直してください。

給付金についてのお問い合わせは

四万十市福祉事務所内 非課税世帯給付金担当

専用電話 ☎ 34-9117 (2月2日から開設)

福祉事務所直通 ☎ 34-1781 FAX 34-1880 Eメール hikazei@city.shimanto.lg.jp

※市役所1階に特設相談窓口を設置する予定です。

(西土佐地域) 保健センター内 西土佐保健分室 ☎ 52-1132